

Thông báo nhắc nhở về việc nộp thuế

Đây là thư được gửi cho những người chưa nộp thuế thành phố đúng hạn. Vui lòng hoàn tất việc nộp trước ngày ghi trong thông báo này (xem mục ② bên dưới). Nếu không nộp, có thể sẽ tiến hành điều tra tại nơi làm việc hoặc nơi ở của bạn, và tài sản như tiền lương, tiền gửi, đất đai, xe ô tô có thể bị tịch thu.

【Mặt trước】

料金後納
郵便

① Khi gọi điện để hỏi thắc mắc, vui lòng cung cấp số này.
Lưu ý: Chỉ có thể giúp bằng tiếng Nhật.

② Số tiền thuế đã quá hạn.

+
ここからゆっくりとはがしてください。
オモテ・ウラの2回開けてください。

督促状兼領収証書

下記の金額が未納になっておりますので、至急納付してください。
この督促状は、月 日現在で納付を確認できなかった方について作成していますが、金融機関等に納付されてから本市で確認できるまでに日数を必要とします。
既に納付されている場合は行き違いですのでご了承ください。
お問い合わせの際は、税目、太枠の管理番号(または通知書番号)をお伝えください。
発行日

領収証書

納税義務者		
年度	処理事項	管理番号
事業年度		申告区分 申告連番
税額	円	領収日付印
延滞金	円	
合計納付額	円	
納期限		
収入印紙不要		

さいたま市 (納税者保管)
上記のとおり領収しました。

領収済通知書

納税義務者		
年度	処理事項	
事業年度		申告区分 申告連番
税額	円	領収日付印
延滞金	円	
合計納付額	円	
納期限		
さいたま市 (さいたま市保管)		

上記のとおり領収しましたので通知します。さいたま市 (さいたま市保管)
さいたま市会計管理者

納付書

納税義務者		
年度	処理事項	
事業年度		申告区分 申告連番
税額	円	領収日付印
延滞金	円	
合計納付額	円	
納期限		
さいたま市 (金融機関保管)		

上記のとおり領収しました。

【裏面】

【Tiền chậm nộp】

Nếu việc nộp thuế bị chậm, ngoài số tiền thuế, bạn phải nộp thêm tiền chậm nộp.

Địa điểm nộp: Vui lòng kiểm tra thông tin mới nhất vì có thể thay đổi.

<https://www.city.saitama.lg.jp/006/007/018/002/p005312.html>

延滞金

納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する日における日本銀行法第15条第1号第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間についても、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、四年の口を含む期間についても、365日当たりの割合です。
※延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
※延滞金は納付した日に応じて計算されます。納付した日によっては別途延滞金の納付が必要となる場合があります。

滞納処分

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

教示

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内さいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内さいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

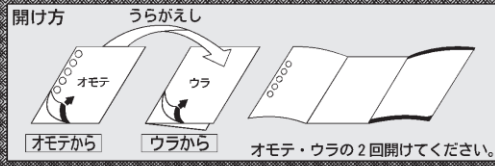
納付場所 (令和7年4月1日現在)

- ◎さいたま市指定金融機関 埼玉りそな銀行
- ◎さいたま市指定代理金融機関 武蔵野銀行
- ◎さいたま市収納代理金融機関 (50音順)
 - 青木信用金庫 足利銀行 あすか信用組合
 - SBI新生銀行 川口信用金庫 きらぼし銀行
 - きらやか銀行 群馬銀行 埼玉信用金庫
 - さいたま農業協同組合 城北信用金庫 泉鴨信用金庫
 - 大光銀行 第四北越銀行 中央労働金庫
 - 東京信用金庫 東京スター銀行 東和銀行
 - 栃木銀行 南彩農業協同組合 飯能信用金庫
 - 東日本銀行 福島銀行 みずほ銀行
 - 三井住友銀行 三菱UFJ銀行 山形銀行
 - りそな銀行
- ◎さいたま市各区役所内金融機関派出所、各支所、各市民の窓口

※納付場所は一部変更となる場合もありますので、ご了承ください。

(注意) 令和8年5月31日を経過すると、この納付書では納付できません。

納付できない事情がある場合は、申請により猶予が認められることがありますので、ご相談ください。



ご案内は内側にあります。

矢印方向に開いてご覧ください。裏面にもご案内がありますので同様に左下から開けてご覧ください。

【Xử lý nợ thuế】

Nếu tiếp tục không nộp, có thể sẽ tiến hành điều tra tại công ty hoặc nơi ở, và tài sản như tiền lương, tiền gửi, đất đai, xe ô tô có thể bị tịch thu.